

日本小児循環器学会専門医制度規則施行細則

平成 19 年 7 月 5 日施行

平成 21 年 10 月 14 日改訂

平成 26 年 7 月 4 日改訂

令和 4 年 11 月 1 日改訂

令和 6 年 8 月 1 日改訂、令和 7 年 4 月 1 日施行

第 1 章 委員会

(委員会の設置)

第 1 条 本制度の運営のため、専門医エリアに専門医制度・認定委員会、カリキュラム委員会、および専門医試験委員会(以下、試験委員会)、地方会・研修集会認定委員会を置く。

(構成と定員)

第 2 条 専門医制度・認定委員会の構成は、担当理事を委員長とし、総会で承認された委員から成る。

2. 専門医制度・認定委員会の定員は 10 名程度とする。
3. 専門医制度・認定委員会は、小児循環器領域と心臓血管外科領域の委員で構成する。
4. カリキュラム委員会の定員は 10 名程度とする。
5. 試験委員会の定員は 10 名程度とする。
6. 地方会・研修集会認定委員会の定員は 10 名程度とする。
7. 学会監事と専門医制度・認定委員会委員の兼任はこれを認めない。

(任期)

第 3 条 専門医制度・認定委員会委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 専門医制度・認定委員会委員長、副委員長の任期は 2 年とし、連続 2 期を限度とする。

(候補者)

第 4 条 専門医制度・認定委員会委員は、本学会の評議員であること。

(選任方法)

第 5 条 専門医制度・認定委員会委員は評議員のうちより理事会において選任する。

2. 専門医制度・認定委員会委員長は理事会において選任した担当理事があたる。
3. 専門医制度・認定委員会副委員長は委員の互選によって定める。
4. カリキュラム委員会委員長および委員は専門医制度・認定委員会で指名し、カリキュラム委員会副委員長は委員のうちよりカリキュラム委員会委員長が指名し、いずれも理事長の承認を得る。
5. 試験委員会委員長、および委員は専門医制度・認定委員会で指名し、試験委員会副委員長は委員のうちより試験委員会委員長が指名し、いずれも理事長の承認を得る。

6. 試験委員会の業務の達成のために、必要に応じて試験問題作成委員，口答試験担当委員を専門医制度・認定委員会で指名し，いずれも理事長の承認を得る。
7. 試験委員会委員長，副委員長，委員，試験問題作成委員，および口答試験担当委員は，任期中の小児循環器専門医試験の受験と認定の申請ができない。

(解任)

第 6 条 専門医制度・認定委員会委員，カリキュラム委員会委員，試験委員会委員，および地方会・研修集会認定員会委員の解任は，理事会において 3 分の 2 以上の議決により行うことができる。

(補充)

第 7 条 専門医制度・認定委員会委員，カリキュラム委員会委員，試験委員会委員，および地方会・研修集会認定員会委員がその職責を全うできないときは，理事長は理事会の議を経て，補充することができる。

2. 補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第 8 条 専門医制度・認定委員会，カリキュラム委員会，試験委員会および地方会・研修集会認定委員会の委員長（以下，各委員長）は，それぞれの委員会の議長として議事を進行する。

- 2 各委員会の成立定足数は定員の 2 分の 1 以上とする。委員が出席できないときは，委任状を提出することができる。
- 3 議決は出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 4 会議の議事については，議事録を作成し，署名人が記名捺印または署名をしなければならない。
- 5 各委員長が職務を行えないときは，各副委員長が代行する。

(業務)

第 9 条 専門医制度・認定委員会の業務は以下の通りである。

- (1) 本細則および付則の改正に関する審議
- (2) その他本制度の目的を達成するのに必要な事項
- (3) 申請資格および認定の可否の審査に必要な実地調査
- (4) 専門医筆答試験および口答試験の施行と成績判定
- (5) 研修した症例の報告書の審査
- (6) 専門医の認定を希望する者の申請資格の審査
- (7) 専門医の認定の可否の審査
- (8) 専門医の資格更新の審査
- (9) 専門医研修内容の査察，実態調査
- (10) 研修施設または研修施設群（以下，研修施設等）の認定を希望する施設等の申請資格の審査
- (11) 研修施設等の認定の可否の審査

- (12) 研修施設等の資格更新の審査
- (13) 研修施設等の査察, 実態調査
- (14) 研修施設指導責任者の認定を希望する者の申請資格の審査
- (15) 研修施設指導責任者の認定の可否の審査
- (16) 研修施設指導責任者の資格更新の審査
- (17) 本細則および付則の改正に関する検討
- (18) その他本制度における成績判定, 審査, 調査等に必要事項

2. カリキュラム委員会の任務は以下の通りである.

- (1) カリキュラムの策定
- (2) 研修方略その他の研修内容に関する事項の審議

3. 試験委員会の業務は以下の通りである.

- (1) 専門医筆答試験問題の作成
- (2) 専門医筆答試験および口答試験の実施
- (3) 専門医筆答試験および口答試験の成績の集計, 評価
- (4) 専門医筆答試験および口答試験の結果の専門医制度・認定委員会への報告

第 2 章 小児循環器専門医

(申請資格)

第 10 条 専門医の認定を希望する者は, 以下の基準をすべて満たしていることが必要である.

- (1) 日本国医師免許を有すること.
- (2) 2025年以降は基本領域である小児科専門医であること.
- (3) 受験申込時, 5年以上継続して本学会会員であり, 会費を完納していること.
- (4) 小児循環器専門医は, 卒後 8年以上の研修および修練期間を有し, 本学会が認定する修練施設で 5年間の小児循環器修練を修了していること. ただし, 本学会が認定する修練施設における小児科専門医研修については, 2年間に限り小児循環器修練期間に算入できる.
- (5) 常勤を原則とするが, 非常勤での修練期間の取り扱いは専門員制度・認定委員会で定め, 申請方法に明記する.
- (6) 小児循環器専門医修練期間中は日本小児循環器学会の会員であること.
- (7) 付則に定める臨床経験を有すること.
- (8) 所定の学術研究業績を有すること.
- (9) 本学会が認める小児循環器関連学会に所定の回数参加し, かつ筆頭演者として発表を行っていること.
- (10) 本学会の行う資格認定試験に合格していること.

(申請資格の特例)

第 11 条 国外での研修については審査の上, 臨床経験として考慮することができる.

(認定期限)

第 12 条 専門医としての認定期間は認定の日より 5 年間とする。

(取り消し)

第 13 条 以下の各項に該当するときは専門医の認定を取り消すものとする。

- (1) 認定を辞退するとき。
- (2) 定款第 9 条、第 10 条および第 11 条により、会員の資格を失ったとき。
- (3) 申請書に虚偽の認められたとき。
- (4) その他、専門医として不相当と認められたとき。
- (5) 小児科専門医の専門医資格を失ったとき。

(復活、再申請、更新)

第 14 条 やむを得ざる事情による会費滞納により小児循環器学会定款第 9 条第 3 項によって退会となり、取り消された専門医資格は、認定委員会での審査のうえ、復活を認めることがある。

2. 前条第 3 項によって取り消されたときは、5 年間再申請することを認めない。
3. 専門医資格の更新については別に定める。
4. 更新を希望する者は所定の更新用紙に記載して認定の期限内に申請しなければならない。
5. やむを得ざる事情により期限内に更新申請しなかった者については、認定委員会での審査のうえ申請を認めることがある。

第 3 章 研修施設および研修施設群

(種類)

第 15 条 認定研修施設は研修施設および研修施設群とする。

2. 研修施設群は複数の医療施設で構成する。
3. 研修施設群の構成、基準は付則において別に定める。

(申請)

第 16 条 修練施設および修練施設群（以下修練施設等）の認定を希望する施設等は、付則に定める基準をすべて満たしていることが必要である。

2. 認定申請は当該施設の施設指導責任者（または同候補）と施設長が連名で行う。
3. 施設群を構成する各修練施設群内修練施設（以下、群内修練施設）の施設指導責任者（または同候補）と施設長が連名で、群代表指導責任者（または同候補）を通して行う。

(認定期限)

第 17 条 修練施設等の認定期間は 5 年間とする。

(取り消し)

第 18 条 以下の各項に該当するときは修練施設等の認定を取り消すものとする。

- (1) 認定を辞退するとき。
- (2) 施設指導責任者が引き続き 6 か月以上不在のとき。

- (3) 施設等認定申請書に虚偽の認められたとき.
- (4) その他、修練施設等として不相当と認められたとき.

(復活, 再申請, 更新)

第 19 条 前条 (3) または (4) によって取り消された認定は認定委員会での審査のうえ、復活することができる。この場合、認定期間は残りの期間とする。

2. 修練施設等の更新については別に定める。
3. 更新を希望する施設は所定の更新用紙に記載して認定の期限内に申請しなければならない。
4. やむを得ざる事情により期限内に更新申請しなかった修練施設等については、認定委員会での審査のうえ申請を認めることがある。
5. 修練施設群を構成する群内修練施設等の変更については新規申請として扱う。

第 4 章 施設指導責任者

(施設指導責任者)

第 20 条 修練施設および群内修練施設に施設指導責任者を置く。

2. 施設指導責任者には小児循環器専門医があたる。
3. 修練施設群に施設群代表指導責任者を置く。
4. 施設指導責任者は当該修練施設のすべての小児循環器専門医を代表する。
5. 施設群代表指導責任者は当該群内修練施設群のすべての施設指導責任者を代表し、統括する。
6. 施設指導責任者および施設群代表指導責任者の選任は当該施設あるいは施設群が行い、専門医・修練施設等認定委員会に届け、承認を得る。

(責務と業務)

第 21 条 施設指導責任者または施設群代表指導責任者の責務と業務は以下の通りである。

- (1) 指導期間中の研修についてすべての責任を負う。
 - (2) 施設指導責任者が交代するときには、すみやかに担当する修練医の研修内容を次の施設指導責任者に伝達する。
 - (3) 施設指導責任者が引き続き 6 か月以上、その施設において指導が不可能なときはすみやかに届け出る。
 - (4) 指導期間終了時に修練記録簿を閲覧し、承認する。
 - (5) 指導期間終了時に修練医の評価を行う。
 - (6) 指導期間終了時に修練医による指導評価を受ける。
2. 施設指導責任者の責務と業務は前項の他に以下の通りである。
- (1) 修練施設の申請を行う。
 - (2) 修練施設での修練プログラムを作成し、提出する。
 - (3) 修練施設の施設状況、診療実績について年次報告書を提出する。
 - (4) 群内修練施設では、(1)、(2)、(3) については施設群代表指導責任者に提出する。

3. 施設群代表指導責任者の責務と業務は以下の通りである。

- (1) 修練施設群の申請を行う。
- (2) 当該群内修練施設における運営の責任を負う。
- (3) 当該群内修練施設における前項第 1 号, 2 号, 3 号については施設群代表指導責任者が認定委員会に申請, 報告する。
- (4) 施設群代表指導責任者が引き続き 6 か月以上業務の遂行が不可能なときは, すみやかに新たな施設群代表指導責任者を届け出る。

(申請, 認定期間)

第 22 条 施設指導責任者の認定を希望する者は, 付則に定める基準をすべて満たしていること。第

23 条 施設指導責任者の認定期間は, 修練施設等の認定期間と同じとする。

2. 施設責任者が離任等の事情によりその任を遂行できない場合, 後任を認定委員会に申請する。認定期間は前任者の残余期間とする。群内修練施設の施設指導責任者については, 施設群代表指導責任者 (または同候補) を通して申請する。

3. 施設群代表指導責任者が離任等の事情によりその任を遂行できない場合, 後任を認定委員会に報告する。認定期間は前任者の残余期間とする。

(取り消し)

第 24 条 以下の各項に該当するときは施設指導責任者の認定を取り消すものとする。

- (1) 認定を辞退するとき。
- (2) 第 21 条に定める責務と業務が果たされていないとき。
- (3) 施設指導責任者認定申請書に虚偽の認められたとき。
- (4) その他, 施設指導責任者として不相当と認められたとき。

(復活, 再申請, 更新)

第 25 条 前条 (2)、(3)、(4) によって取り消された認定は, 認定委員会での審査のうえ, 復活することができる。認定期間は残りの期間とする。

2. 施設指導責任者資格の更新については付則に定める。

3. 更新を希望する者は所定の更新用紙に記載して認定の期限内に申請しなければならない。

4. やむを得ざる事情により期限内に更新申請しなかった者については, 認定委員会での審査のうえ申請を認めることがある。

第 5 章 疑義・守秘・公示

(疑義)

第 26 条 認定および認定取り消しに関する疑義は, 書面をもって理事長に行う。理事長は認定委員会の議を経て 6 か月以内に書面をもってその結果を回答する。

2. 認定の取り消しにあたっては、当該医または施設に弁明の機会を与える。

(守秘)

第 27 条 本学会は申請書および報告書の内容について、その秘密を守る義務を負う。

2. 提出された申請書、報告書は学会がこれらを保管する。
3. 書類の複写は審査の目的に限り、使用後は回収し、破棄する。
4. 関係者は職務上知り得たこれらの書類の内容を他に漏らしてはならない。

(公開)

第 28 条 申請書および報告書の内容の公開は統計の形式に限り、機関誌に掲載する。

2. 会員は学術研究の目的で上記の形式による公開を求めることができる。
3. 統計の実施と内容は、理事会の審議と承認を必要とする。

(公示)

第 29 条 本学会は下記の項目について決定した場合は、すみやかに機関誌に公示する。

- (1) 委員会委員の氏名および所属施設
- (2) 修練施設、修練施設群、群内修練施設の施設名および所在地
- (3) 施設指導責任者および施設群代表指導責任者の氏名および所属施設
- (4) 専門医の氏名および所属施設

第 6 章 事務手続き

(認定期日)

第 30 条 期限内に認定の申請があったものは、いずれも定められた期日までに認定作業を終了する。

2. 新しく認定された修練施設等および施設指導責任者の認定資格は原則として翌年 4 月 1 日より有効とする。
3. 施設指導責任者が交代する場合の認定資格は、通知のあった日より有効とする。
4. 新しく認定された専門医の認定資格は原則として翌年 4 月 1 日より有効とする。

(申請の期限)

第 31 条 認定を希望する修練施設等および施設指導責任者，ならびに承認を希望する施設群代表指導責任者は，いずれも 定められた期日までに所定の様式の申請書一式を理事長に提出する。

2. 認定の更新を希望する修練施設等および施設指導責任者，ならびに承認を希望する施設群代表指導責任者は認定または承認期限の終了する年度の 定められた期日までに申請または届け出をするものとする。
3. 上記の期限を過ぎた場合は新規申請となる。
4. 施設指導責任者および施設群代表指導責任者の不在等による申請ならびに届け出については随時可能とする。

(申請の費用)

第 32 条 申請者は別に定める受験料，申請料，登録料などを納付しなければならない。既納の諸費用はこれを返却しない。

第 7 章 暫定措置，付則

(暫定措置)

第 33 条 本制度の規則および細則の施行にあたり，暫定措置を定めることができる。

2. 暫定措置は理事会および総会の議を経て，制定する。

(付則)

第 34 条 本規則の付則は以下の通りとする。

- (1) 修練施設等および施設指導責任者の申請・認定に関する規定
- (2) 専門医の申請資格（修練カリキュラム）に関する規定
- (3) 専門医資格認定試験に関する規定
- (4) 専門医資格の認定更新に関する規定
- (5) 修練施設等の認定更新に関する規定
- (6) 暫定制度に関する規定

第 8 章 改正

(改正)

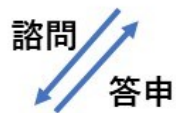
第 35 条 本細則の改正は理事会の議決により決定し、総会に報告する。

参考：小児循環器専門医 筆答・口答試験に関する概念図（条文改訂案に基づいて専門医試験に関する各委員会の業務を整理、図示したもので、条文の一部としようとするものではありません。）

日本小児循環器学会 専門医エリア

専門医制度・認定委員会

- ・専門医制度の策定・維持
- ・専門医受験・更新の申請の審査・認定
- ・研修施設（群）の申請の審査・認定
- ・日本専門医機構との連携
- ・本学会認定医の審査
- ・筆頭・口頭試験の判定・認定
- ・口頭試験の実施（試験委と共同）



地方会・研修集会 認定委員会

- ・地方会・研修集会
の認定
- ・講演単位の認定



カリキュラム委員会 ・専攻医カリキュラム制定



専門医試験委員会

- ・試験日程・会場準備
- ・筆頭試験問題の作成
- ・筆頭・口頭試験の実施